

平成26年度

第5回大分県教育委員会 会議録

日 時 平成26年6月3日(火)

開会13時40分 閉会15時17分

場 所 教育委員室

平成26年度
第5回大分県教育委員会

【議 事】

- (1) 議 案
 - 第1号議案 教職員の懲戒処分について

- (2) 報 告
 - ①平成26年3月高等学校新規卒業者の就職状況について
 - ②大分県公立学校教職員定数条例の改正について

- (3) 協 議
 - ①「平成26年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについて
 - ②大分県立図書館利用規則改正について
 - ③大分県立図書館協議会委員の任命について

- (4) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	委員長	松 田 順 子
	委員長職務代理者	林 浩 昭
	委員	麻 生 益 直
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	首 藤 照 美
	教育長	野 中 信 孝
事務局	理事兼教育次長	河 野 盛 次
	教育次長	落 合 弘
	教育次長	大 城 久 武
	教育改革・企画課長	佐 野 壽 則
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	教育財務課長	岡 田 雄
	福利課長	大 石 尚 志
	義務教育課長	後 藤 榮 一
	生徒指導推進室長	江 藤 義
	特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	高校教育課長	高 畑 一 郎
	社会教育課長	曾根崎 靖
	人権・同和教育課長	甲 斐 順 治
	文化課文化財班参事（総括）	野 尻 明 敬
	体育保健課安全対策・管理監	阿 部 辰 也
	教育改革・企画課主幹	勝 尾 裕 美
	教育改革・企画課主査	石 丸 一 輝

2 傍聴人

9 名

開会・点呼

(松田委員長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成26年度 第5回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(松田委員長)

本日の会議録の署名委員でございますが、岩崎委員にお願いしたいと思っております。

会期の決定

(松田委員長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりであります。
会議の終了は15時10分を予定しております。
よろしく申し上げます。

議 事

(松田委員長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第1号議案及び報告の②、協議の③は人事に関する案件でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、これらを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第1号議案及び報告の②、協議の③は、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【報 告】

①平成26年3月高等学校新規卒業者の就職状況について

(松田委員長)

それでは、第1号報告「平成26年3月高等学校新規卒業者の就職状況について」報告をしてください。

(高畑高校教育課長)

平成26年3月高等学校新規卒業者の就職状況に関して、ご報告いたします。このことについては、5月7日の第3回教育委員会で就職内定率の推移として、すでにご報告しておりますが、今回は全国の状況等が分かりましたので、それを踏まえて概要をご報告いたします。

資料をご覧ください。これは紹介就職のみを対象とした厚生労働省のデータをもとにまとめた資料です。

本県の内定率は99.0%（前年同期0.2ポイント上昇）であり、内定率順位は、全国18位、九州では2位となっています。全国の内定率は98.2%、九州の内定率は97.5%であり、いずれも昨年度より上昇しています。本県の内定率は、全国、九州の内定率を上回っています。

県内に内定した者の割合（県内就職率）は76.6%（前年同期0.3ポイント上昇）で九州では2位、1位は福岡の79.6%です。

就職未内定者数は、前回報告したとおり25人でありました。内訳は県内就職希望者が23人、県外就職希望者は2人であり、昨年同期が31人でありましたので6人減少という状況でした。

内定率、県内就職率等、いずれの数値も伸びている状況であります。参考資料として九州各県の状況について、表にまとめて示しておりますので、ご覧ください。

以上で、報告を終わります。

(松田委員長)

ただいまの説明について、何かご質問がありますか。

(松田委員長)

ないようですので、次へ移ります。

【協 議】

①「平成26年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについて

(松田委員長)

それでは、協議の①「「平成26年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについて」協議を行います。

(後藤義務教育課長)

〈説明概要〉

- ・結果公表の意義 好事例の共有、説明責任、学校・家庭・地域の連携推進
- ・結果公表の方法 県教育委員会ホームページ上で公表
- ・公表内容 ①同意を得た市町村の調査結果及び学力向上プラン等
②基準を満たした学校名とその取組を市町村の同意を得て公表
- ・公表基準 平成25、26年度の両年度とも全ての教科で全国の平均正答率を上回った学校名。5人未満の極小規模校については公表しないことを基本とするが、市町村・学校が希望すれば公表できる。

(松田委員長)

何かご質問・ご意見等はございませんか。

(麻生委員)

各学校の好事例について、見る側からすれば、決められたフォーマットがあって、なおかつ、クリックすれば学校のHPが出てくるということにした方がよいのではないのでしょうか。

(後藤義務教育課長)

当初はフォーマットに則って情報を提供していただく方向でしたが、市町村教育委員会と協議を重ねる中で、学校のHPが充実しているところは、それを活用していただくとうありがたいという意見が出されたことから、資料の提供とHPへのリンクのどちらかを選択できるようにしました。

(林職務代理者)

極小規模校は何パーセントぐらいあるのですか。

(後藤義務教育課長)

平成25年度においては、小学校が280校中26校、中学校が130校中5校あり、小学校は1割近い学校が極小規模校となっております。

(首藤委員)

極小規模校については、個人情報の保護という観点から、公表を控えた方がよいのではないですか。

(後藤義務教育課長)

基本的には、従来どおり5人未満は公表しません。市町村、学校の希望で公表する場合も、学校の平均正答率を出しません。

(首藤委員)

学校名が出ない場合、市町村の判断で出ないのか、基準を満たしていないから出ないのかが、はっきりしないと思いますので、「5人未満は公表しない」とした方が分かりやすいのではないのでしょうか。

(後藤義務教育課長)

一定の基準を決めてほしいという市町村がある一方で、小さな学校で頑張っているのに、なぜ公表されないのか、という意見もありましたので、このような取扱いを提案いたしました。

(岩崎委員)

これまで、学力調査の結果を学校現場、地域や家庭で活用していただき、学力の向上を図るということを議論してきました。学校現場は、地域や家庭に対する説明責任を果たすことを大事にしなければならないと思います。それは、極小規模校も同じで、基本的には、希望する場合は公表する方向にもっていく方がよいのではないのでしょうか。当然、個人情報のことは考えなければなりません、極小規模校も市町村が希望す

れば公表するという方針を残す方がよいと考えます。

(松田委員長)

今回の協議の結果を踏まえて、公表に向けて整えてほしいと思います。

②大分県立図書館利用規則改正について

(松田委員長)

それでは、協議の②「大分県立図書館利用規則改正について」協議を行います。

(曾根崎社会教育課長)

〈説明概要〉

- ・資料利用期間の確保と延長手続きの簡略化による利便性の向上を図るため、大分県立図書館利用規則の一部を改正する。
- ・現状の利用期間は貸出日から15日以内。改正後は、延長を申し出た日から起算して15日間、1回に限り延長することができる。
- ・予約のある本及び特別貸出の本は、延長不可とする。
- ・延長の手続きは、口頭、電話、県立図書館ホームページ、館内利用者用端末から行うことができる。

(松田委員長)

何かご質問・ご意見等はございませんか。

(岩崎委員)

貸出を延長することで、他の利用者に不利になるようなことはないのでしょうか。

(曾根崎社会教育課長)

遠隔地利用者等、来館困難者の利便性の向上のためにも、今回利用期間の延長を実施したいと考えています。他の利用者が、その期間資料を利用できないということは起こりえますが、他の利用者からの予約がある場合は、延長不可としております。

(野中教育長)

予約がある場合を除き延長するという考え方で実施したいと思いません。

(岩崎委員)

探しに行って本がなければ、予約すればいいということですね。

(曾根崎社会教育課長)

はい。そのとおりです。

(林職務代理者)

市町村立図書館を経由する場合、返却に7日もかかるのはなぜですか。

(曾根崎社会教育課長)

配送日が週1回しかないためです。

(松田委員長)

利用期間の延長についての要望は多いですか。

(曾根崎社会教育課長)

利用者満足度調査や図書館内意見箱等での要望が多くありました。

(松田委員長)

いい取組だと思いますので、今回の協議の結果を踏まえて、次回議案の提出をお願いします。

(松田委員長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かございませんか。

(松田委員長)

ないようですので、先に非公開と決定しました案件の議事を行います。関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議案】

第1号議案 教職員の懲戒処分について

(松田委員長)

それでは、第1号議案「教職員の懲戒処分について」提案を求めます。

(説 明)

(松田委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(松田委員長)

他に意見はございませんか。

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案になりました第1号議案の承認について、お諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

②大分県公立学校教職員定数条例の改正について

(松田委員長)

それでは、報告第2号「大分県公立学校教職員定数条例の改正について」報告をしてください。

(説 明)

(松田委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(質疑・意見等)

【協 議】

③大分県立図書館協議会委員の任命について

(松田委員長)

それでは、協議の③「大分県立図書館協議会委員の任命について」協議を行います。

(説 明)

(松田委員長)

ただいま説明がありましたが、質疑・意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(松田委員長)

では、今回の協議の結果を踏まえて、次回議案の提出をお願いします。

(松田委員長)

最後にこの際、何かありましたら、お願いします。

ないようですので、これで平成26年度第5回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

平成26年度第5回大分県教育委員会会議次第

日時 平成26年6月3日(火)

13:40~15:10

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 教職員の懲戒処分について

(2) 報 告

①平成26年3月高等学校新規卒業者の就職状況について

②大分県公立学校教職員定数条例の改正について

(3) 協 議

①「平成26年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについて

②大分県立図書館利用規則改正について

③大分県立図書館協議会委員の任命について

(4) その他

4 閉 会

厚生労働省調査

※報道解禁【5月16日(金)】

平成26年3月高等学校卒業者の就職内定状況(平成26年3月末現在)に関する調査

— 紹介就職(ハローワーク受付の求人)のみを対象 — (公私立計)

平成26年5月19日 高校教育課作成

1. 内定率について(就職内定者数/就職希望者数)

大分県の内定率: 99.0%(前年同期98.8% : 0.2ポイント上昇)
 大分県の内定率順位: 全国18位(前年同期13位) 九州2位(前年同期2位)

全国内定率: 98.2%(前年同期97.6% : 0.6ポイント上昇)
 九州内定率: 97.5%(前年同期97.0% : 0.5ポイント上昇)

2. 県内就職状況について(県内就職内定者数/就職内定者数)

就職内定者のうち県内で内定した者の割合(県内就職率):

大分 76.6%(前年同期 76.3% : 0.3ポイント上昇) 九州2位
 福岡 79.6%(前年同期 80.5% : 0.9ポイント降下) 九州1位

3. 未内定者の状況について

就職未内定者数: 25人(県内就職希望者 23人、県外就職希望者 2人) (前年同期: 31人(県内 29人、県外 2人)) 6減

《参考資料》

平成26年3月高校新卒者の九州各県の求人・求職・就職内定状況《平成26年3月末現在》

※厚生労働省資料を基に高校教育課作成

県名	求人数(人)		求職者数(人)		求人倍率(倍)	就職内定率(%)		未内定者数	内定率順位		平成25年3月末		県名	
	男女計	男子	女子	男女計		男子	女子		全国	九州	男女計	全国		九州
福岡	8,560	6,350	3,663	2,687	1.35	98.4	99.0	104	29	4	98.4	39	7	福岡
佐賀	2,344	2,437	1,388	1,049	0.96	98.3	98.1	41	30	5	98.3	31	4	佐賀
長崎	2,588	3,320	1,817	1,503	0.78	97.9	98.5	71	35	6	97.9	34	6	長崎
熊本	3,580	3,455	2,046	1,409	1.04	97.4	98.1	90	40	7	97.4	33	5	熊本
大分	3,017	2,532	1,485	1,047	1.19	99.0	99.2	25	18	2	99.0	13	2	大分
宮崎	2,677	2,730	1,593	1,137	0.98	99.2	99.5	21	13	1	99.2	7	1	宮崎
鹿児島	3,399	4,046	2,158	1,888	0.84	98.9	99.3	45	22	3	98.9	16	3	鹿児島
沖縄	1,658	2,063	1,120	943	0.80	87.2	87.1	264	47	8	87.2	47	8	沖縄
合計	27,823	26,933	15,270	11,663	1.03	97.5	98.0	661	—	—	97.5	—	—	合計

(注) 求職者数とは、学校又は公共職業安定所の紹介を希望する者のみの数であり、就職内定者数とは、学校又は公共職業安定所の紹介によって内定した者のみの数である。

資料

「平成26年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについて

1 学力調査結果公表の意義

- (1) 成果を上げている学校の取組を参考に、自校の取組の検証・改善を進めること。
- (2) 家庭や地域に対する説明責任を果たすこと。
- (3) 学校と家庭・地域が一体となった学力向上の取組を促進すること。

2 平成26年度全国学力・学習状況調査結果公表の取扱い

- (1) 調査結果の公表は、県教育委員会ホームページ上で行う

(2) 県全体の調査結果の取扱いについて

- ① 教科ごとの平均正答率
- ② 全ての教科で全国平均正答率を超えた学校数
- ③ 学力調査結果の分析結果及び改善方策
- ④ 学習状況調査の結果及び分析結果（質問紙調査結果の分析）

(3) 市町村の調査結果の取扱いについて

同意を得た市町村の調査結果を公表

- ① 市町村別平均正答率一覧
※一覧表の「市町村名」をクリックすると、市町村別の取組ページに移動
- ② 各教科の分析結果及び改善方策 … 市町村教育委員会が作成
- ③ 質問紙調査結果 … 市町村教育委員会が作成
- ④ 市町村学力向上アクションプランの概要 … 既に提出されているものを県教育委員会が要約
※②～④は各市町村教育委員会のホームページにリンクする方法も可

(4) 学校の調査結果の取扱いについて

基準を満たした学校名を市町村の同意を得て公表

※極小規模校については、従来の県調査の扱いと同様に個人情報保護の観点から学校名を公表しないが、市町村・学校が希望すれば公表できるものとする。

① 公表の基準

平成25、26年度において、全ての教科で全国の平均正答率を上回った学校

- ② 基準を満たした学校名を 学校規模別一覧表に整理して「学校名」を公表
※一覧表の「学校名」をクリックすると、学校別の取組事例ページに移動
- ③ 基準を満たした学校の学力向上プラン … 各学校が作成
- ④ 基準を満たした学校の効果のある取組事例 … 各学校が作成
※③④は各学校のホームページにリンクする方法も可

<参考>

	規模	学級数等	
小学校	大規模校	小学校第6学年の学級数	3学級以上
	中規模校		2学級
	小規模校		2学級未満
	極小規模校	小学校第6学年の児童数	5人未満
中学校	大中規模校	中学校第3学年の学級数	4学級以上
	小規模校		4学級未満
	極小規模校	中学校第3学年の生徒数	5人未満

*文部科学省が全国学力・学習状況調査において、抽出校を定めたときに基準とした学級数による

*極小規模校の児童生徒数は、従来の県調査における数と同じ

【県教育委員会ホームページのイメージ】

↓ バナーをクリック

↓ (A) をクリック



A 平成26年度 全国学力・学習状況調査結果の公表の取扱いについて

大分県教育委員会の方針

▶公表の方針

- (1)平成26年度全国学力・学習状況調査結果の公表の取扱いについては、市町村教育委員会の同意を得て、市町村ごとの結果や成果を上げている学校の結果・取組を公表する。
- (2)本県調査結果の公表の取扱いと同様に以下の3点について公表する。
 - ① 大分県全体の調査結果とその分析結果及び改善方策
 - ② 市町村ごとの調査結果とその分析結果及び改善方策
 - ③ 成果をあげている学校とその取組

▶公表の意義

- ① 成果を上げている学校の取組を参考に、自校の取組の検証・改善を進めることができる。
- ② 家庭や地域に対する説明責任を果たすことができる。
- ③ 学校と家庭・地域が一体となった学力向上の取組を促進することが期待できる。

【参 考】

(平成26年度全国学力・学習状況調査実施要領抜粋)

1. 全国学力・学習状況調査の目的
義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
2. 全国学力・学習状況調査結果の取扱いに関する配慮事項
調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげるのが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

【県全体の調査結果の公表イメージ】

B 平成26年度 全国学力・学習状況調査【大分県】調査結果(平均正答率)

	小学校6年生				中学校3年生			
	国語		算数		国語		数学	
	A	B	A	B	A	B	A	B
全国(公立)								
大分県(公立)								

大分県内の小・中学校(公立)で全国平均正答率をすべて超えた学校数



(参考)平成25年度 全国学力・学習状況調査【大分県】調査結果 (平均正答率)

	小学校6年生				中学校3年生			
	国語		算数		国語		数学	
	A	B	A	B	A	B	A	B
全国(公立)								
大分県(公立)								

学力調査結果の分析結果及び改善方策

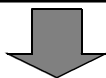
学習状況調査の結果及び分析結果
(児童・生徒、学校質問紙)

【平成26年度 全国学力・学習状況調査 市町村別調査結果の公表イメージ】

C 平成26年度 全国学力・学習状況調査【市町村】調査結果
市町村別平均正答率一覧

	小学校6年生				中学校3年生			
	国語		算数		国語		数学	
	A	B	A	B	A	B	A	B
全国(公立)								
大分県(公立)								
中津市								
豊後高田市								
宇佐市								
別府市								
杵築市								
姫島村								
国東市								
日出町								
大分市								
臼杵市								
津久見市								
由布市								
佐伯市								
竹田市								
豊後大野市								
日田市								
九重町								
玖珠町								

※ 市町村名をクリックすると市町村のアクションプランの概要等がご覧になれます。



市町村名をクリック

C 1. 中津市の学力の状況

	小学校6年生				中学校3年生			
	国語		算数		国語		数学	
	A	B	A	B	A	B	A	B
全国(公立)								
大分県(公立)								
中津市								

県教育委員会が作成

(平均正答率)

市町村教育委員会が作成した資料に移動

各教科の分析結果及び改善方策

質問紙調査結果

2. 中津市の学力向上アクションプランの概要

(1) 目標

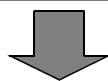
(2) 行動計画

県教育委員会がアクションプランをもとに作成
* 市町村のホームページに移動することもある

【公表基準を満たした学校一覧のイメージ】

D 平成26年度 全国学力・学習状況調査結果 公表基準を満たした学校一覧			
	大規模校	中規模校	小規模校
小学校	・ 〇〇市立A小学校	・ 〇〇市立B小学校	・ 〇〇市立C小学校
	・	・	・
	・	・	・
	・	・	・
中学校	大中規模校		小規模校
	・ 〇〇市立A中学校		・ 〇〇市立B中学校
	・		・
	・		・

※ 学校名をクリックすると取組を紹介しています。



学校名をクリック

(1) 学力向上プランの概要

①

②

③

各学校が作成
* 学校のホームページに
移動する場合もある

(2) 効果のある取組

① 〇〇〇〇〇〇〇〇

②

③

ここをクリックすると
好事例の詳細資料
(様式等は特に定めない)
* 学校のホームページに
移動する場合もある

「大分県学力定着状況調査」結果の公表の取扱いについて

平成26年度の調査結果の公表	平成25年度までの調査結果公表との変更点等
<p>1 県全体の調査結果の取扱いについて</p> <p>①学力調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科別偏差値平均 ・教科別偏差値の5段階分布 ・項目別正答率及び達成率、正答率度数分布 ・問題情報と小問別正答率 ・<u>全ての教科で全国の偏差値平均を超えた学校数</u> <p>②質問紙調査の分析結果</p> <p>③学力調査結果の分析結果及び改善方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科別の分析結果及び改善方策 ・<u>特色ある取組の紹介</u> ※低学力層が少ない学校等 	<ul style="list-style-type: none"> ・傍線部を新たに追加 ・傍線部を新たに追加
<p>2 市町村の調査結果の取扱いについて</p> <p>○市町村別に教科別偏差値平均等を一覧表にして提示</p>	
<p>3 学校の調査結果の取扱いについて</p> <p>①基準を満たした学校名を<u>学校規模別一覧表に整理して「学校名」を公表</u> (基準) <u>平成25、26年度において、全ての教科で全国の平均である偏差値50を上回った学校</u></p> <p>※<u>極小規模校については、従来どおり公表しないが、市町村・学校が希望すれば公表できるものとする。</u></p> <p>②<u>基準を満たした学校の中から取組の事例を紹介</u> (全国調査に準じて)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・傍線部はH25まで、事務所、市町村別に公表 ・H25までの学校名公表基準 (基準… A と B 2つの基準で2種類公表) A 全教科の知識・活用、観点・領域すべての項目における正答率が目標値に到達した学校 B 全ての項目の達成率が全国平均値以上の学校 ・傍線部を新たに追加 ・傍線部を新たに追加

大分県立図書館利用規則改正について

平成26年6月3日
社会教育課

1 改正内容

規則第十五条及び第十七条三項に、次のとおり利用期間の延長に係る記述を追加する。

第十五条（利用冊数及び期間）

前条の場合において、利用者が同時に利用することのできる資料は十冊以内とし、利用期間は借り受けた日から起算して十五日以内とする。ただし、利用者から申し出により、他の利用者が予約している場合等を除き、一回に限り十五日以内で利用期間を延長することができる。

第十七条（特別貸出し） 3

第十四条及び第十五条の規定は、特別貸出しについて準用する。ただし、第十五条の利用期間の延長は行わないものとする。

○現状の利用期間

貸出日から15日以内

※貸出・返却を市町村立図書館を経由して行う場合は、15日の利用期間から配送期間を除いた日数が実際の利用できる期間

○利用期間延長の概要

- ・ 起算日及び延長期間：延長を申し出た日から起算して15日間
- ・ 申出が可能な期間：貸出日から15日以内
※利用期間を過ぎた本がある場合は受付けない
- ・ 延長手続き：口頭、電話、県立図書館ホームページ、館内利用者用端末
※障がい者宅配貸出の場合は、メール、FAXも可
- ・ 延長の制限：予約のある本及び特別貸出の本は、延長不可

○対象 個人貸出し利用者

2 改正理由

利用者（特に遠隔地利用者、高齢者、障がい者等の来館困難者）の利用期間の確保と延長手続きの簡略化による利便性の向上を図るため。

○利用者の要望

- ・ 利用期間延長を要望する意見（平成23・25年度実施の利用者満足度調査、図書館内意見箱、返却受付カウンター）

○他県状況

- ・ 利用期間延長未実施の県立図書館（西日本）
兵庫県、大分県

3 施行期日

平成26年7月1日から

○周知方法

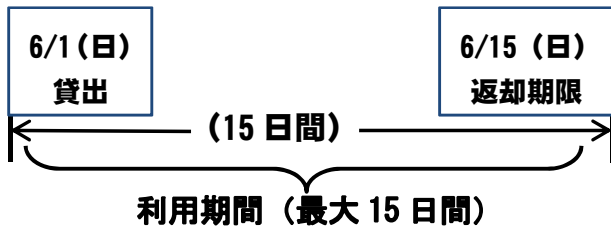
- ・ 県立図書館ホームページ・フェイスブック上で告知
- ・ チラシを作成・配布（県立図書館、市町村図書館等）
- ・ 広報誌「図書館おおいた」6月号（6月30日発行予定）で告知

貸出期間の延長に関して

変更案：貸出期間内に申し出れば、1回に限り、申し出た日から15日間貸出期間の延長ができる。

【現状】

① 来館貸出（来館返却）

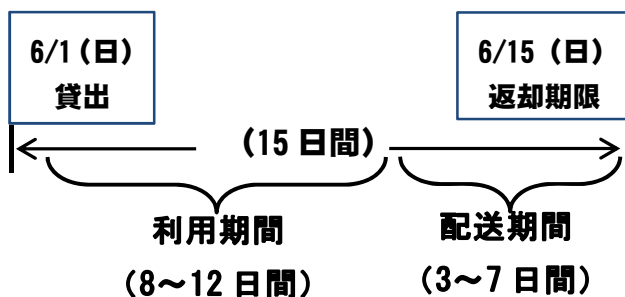


③ ホームページから予約貸出（来館返却）

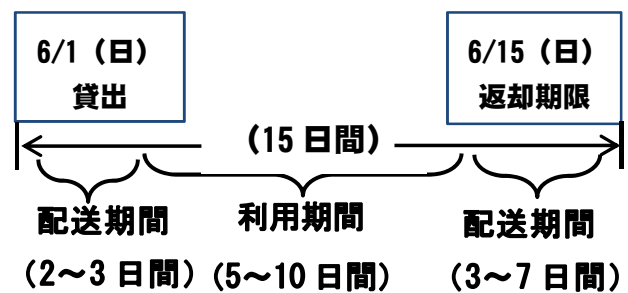


② 来館貸出（市町村図書館経由返却）

< 県立図書館で来館貸出、市立図書館で返却する場合 >

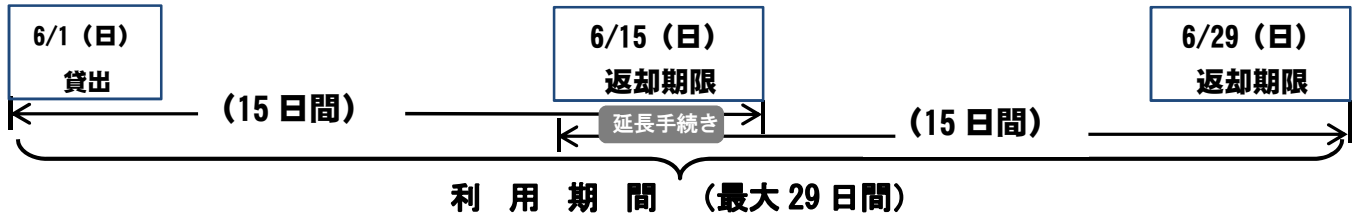


④ ホームページから予約貸出（市町村図書館経由返却）



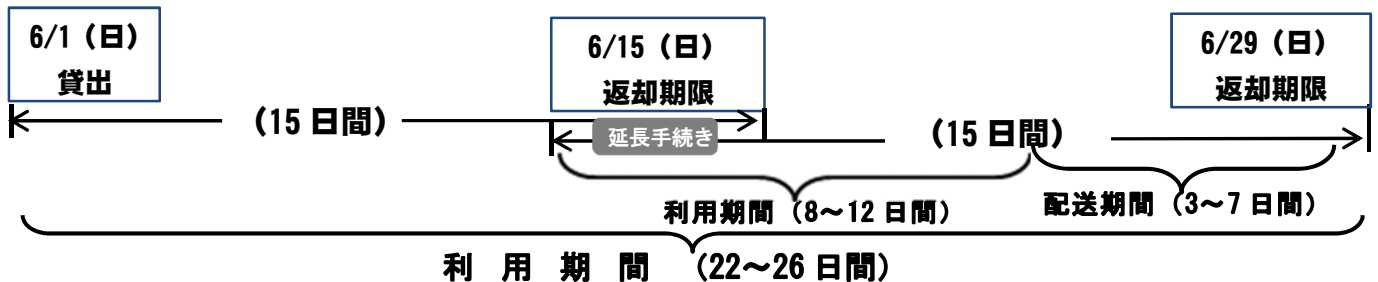
【変更後】

□ 来館貸出（来館返却）



▣ 来館貸出（市町村図書館経由返却）

< 県立図書館で来館貸出をして市町村立図書館で返却する場合 >



⊕ ホームページから予約貸出（市町村図書館経由返却）

